

## 携帯型磁気ループ貸出規程

### (趣旨)

第1条 この規程は、徳島県立障がい者交流プラザ視聴覚障がい者支援センター（以下「支援センター」という。）が管理する、携帯用磁気ループ（以下「機器」という。）の貸出に関して必要な事項を定めるものとする。

### (貸出目的)

第2条 機器は、会議、研修、その他社会参加活動の場面で、聴覚障がい者の情報保障及びコミュニケーション環境改善に資することを目的として貸出すものとする。

### (貸出機器)

第3条 貸出する機器は、次の機器とする。

- (1) 携帯型磁気ループ本体（アンプ・有線マイク・ワイヤレスマイク）
- (2) 磁気ループ用アンテナ

### (貸出対象者)

第4条 貸出対象者は、障がい者団体、教育機関、その他支援センターが適当と認める団体・事業所とする。

### (貸出期間)

第5条 貸出期間は、原則1週間以内とする。ただし、全国大会等、長期にわたって使用する場合は、この限りでない。

### (使用手続)

第6条 機器の貸出を希望する者は、携帯型磁気ループ貸出申請書（様式第1号）に必要事項を記入し、支援センターに申請しなければならない。

2 貸出・返却については、原則、申請者が直接支援センターに来所し行うものとし、郵送等による貸出・返却は受付けないものとする。

### (費用)

第7条 機器の使用料は無料とする。

### (管理者の責任)

第8条 機器の使用により使用者が被った被害又は使用者が第三者に与えた損害については、支援センターは一切その責めを負わない。

### (使用者の義務)

第9条 使用者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 機器は丁寧に取扱うこと。
- (2) 貸出期間を厳守し、使用後は機器の確認を行い、速やかに返却すること。

- (3) 第2条の目的以外に利用しないこと。また、第三者に譲渡若しくは転貸しないこと。
- (4) 貸出中に機器を破損又は紛失した場合は、必ず支援センターへ報告すること。

(使用者の責任)

第10条 使用者がこの規定に違反した場合は、貸出期間終了前に返却を求める場合がある。また、故意又は過失により機器を破損、紛失させた場合は、速やかに損害を賠償するものとする。

附 則

この規程は、平成28年2月1日から施行する。